

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、長崎県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和6年10月25日

五島市農業委員会
会長 上村 孝幸



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明 農用地等の 所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しよ うとする 権利の種 類	内容	始期	存続 期間	借賃 (円／年)	借賃の 相手方	方法
久賀町 1308 番第 1	田	604	賃貸借権	水田	R7.5.1	30 年	4,800	(公財)長 崎 県 農 業 振 興 公 社	口座 振込
久賀町 1309 番	田	1,560	賃貸借権	水田			12,400		

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1)申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2)当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3)当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。